

被害復旧と税務問題について

福岡県水産林務部治山課 関 忠彦

1. はじめに

昨年の台風17号及び19号は本県の山林に面積7,276ha、金額310億円に及ぶ甚大な被害をもたらした。このため、国より激甚災の指定を受け、森林災害復旧事業等の諸事業が高率の補助を受けて実施されるようになった。その一方で普及指導職員によって林家に対する風倒木伐木安全講習会、高性能林業機械現地研修、巡回指導、災害復旧手引書の作成配布等により指導がなされ徐々にではあるが、災害復旧が進められているところである。さて、本稿ではその一環として行われた税務とその問題点について、以下に述べる。

2. 行われた税務の意義

これまで、台風等による若干の山林被害はあったが、今回のように税法上の被害救済を目的とした山林被害証明の様式（表-2）が作成され、多数の山林の所有者が市町村長や森林組合長の証明をもらって、各税務署に所得税の減税を願い出たのは本県ではじめてである。山林の伐採等の収入金額から必要経費としての損失金額等を差し引いた山林所得金額に、金額に応じた税率（10～50%であるが、所有者の大多数を占める1,500万円以下の人は10%）を掛けて税額を算出するため、山林所有者には、ある程度の満足は与えても、完全な満足を与えたものにならないものと考えられる。この被害証明による減税方式をより良いものにするうえで、以下に問題点を提起したい。

3. 被害に関する山林所得額の算出方式

表-1～3参照

4. 問題点

- (1) 被害を受けた資産の現状回復のための費用は災害の止んだ日から1年内に支出した経費しか、費用として認められないこと
- (2) 山林を放置せず、再造林させる方策がとられていないこと
- (3) 植林、取得時における造林補助金の交付の有無の記載
- (4) 森林国営保険金等の収入額は翌年以降入金する

金額もあげておかなければならぬこと

- (5) 高齢者など、山林を所有しているが所得が無く、所得の有る者に扶養されている者の場合、その山林が被害を受けても通常、税金を支払っていないため税金の還付の対象とならず、被害証明を提出するのを断念させられていること
その他、問題はあるが、以上について、次項で考察する。

5. 考 察

(1)について

災害復旧には平年時と比較して、かなり多量の労働力が要求される。林業労働力は量的な減少と高齢化が進行している中では平年時においてすら、その確保は容易なことではなく、被害林地の復旧が進んでいない状態においては、それに続く倒木起しなど災害が止んだ日から1年以内の現状回復の作業は難しい。

(2)について

長い年月と多額の経費をかけて育成し収穫時期を迎えた高い齢級の人工林の被害がほとんどであったため、山林の所有者は林業継続の意志を失い、再造林の意欲を無くしている。山林の公益的機能を失わないため、税法上からも再造林の推進方策、例えば再造林費用を所得税から差し引くことを考えてはどうかと思う。

(3)について

被害を受けた山林の植林、取得時において造林補助金は文書の保存規程の期間分しか森林組合等に過去の記録が残っておらず、また、所有者も代が変わり先代の所有者は死亡していて、交付を受けたかどうか容易にはわからないことが少なくない。山林の標準原価表（表-3）によれば、造林補助金の有無により1ha当たりの最大格差が、杉で36万円（40年生時）、ひのきで63万円もあり、残っていない記録によって金額の差をつけるのは問題がある。

(4)について

現在の税制では被害山林の被害額（取得費）を、被害を受けた全林分について計上するのであるから、他方において当該山林に対する森林国営保険などの収入金も、来年以降もらう金額を含めて計上しておかなければならぬこともわかるが、額も決らない段階では困難である。

(5)について

行政指導上の不徹底もあり、山林のスムーズな相続や生前贈与等が進んでいないのが現状であるため、実質的な山林の経営者に課税するシステムにすべきである。

6. 結び

今回のような甚大な台風災害に対し、国税局、税務

署等税務当局を含め山林所有者、行政のすべてが程度の差はある、初步から勉強することになった。被害山林に茫然と立ちつくす山林所有者に対して「もう被害届けを出しましたか」と税務署員が声を掛けられたというほのぼのとして血の通った情報もあり、今回出された被害届けと確定申告が無事、税務署に受け入れられることを祈る次第である。

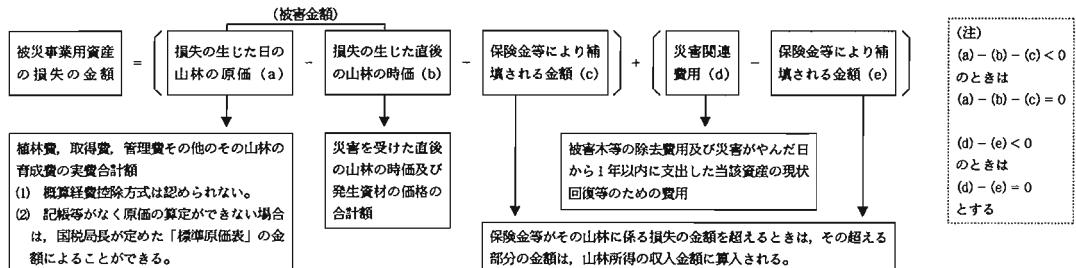
1 山林所得金額の計算方法

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{森林の伐採等による収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{植林費・取得費・管理費、その他その山林の育成費の実費合計額}} + \boxed{\text{伐採費・譲渡に要した費用}} + \boxed{\text{被災事業用資産の損失の金額}} - \boxed{\text{森林計画特別控除額}} = \boxed{\text{山林所得の特別控除額(最高50万円)}} = \boxed{\text{山林所得の金額}}
 \end{array} \quad (A) \quad (B)$$

2 概算経費控除方式による必要経費の計算

$$\boxed{\text{必要経費}} = \boxed{\text{山林の伐採等による収入金額}} - \boxed{\text{伐採費・譲渡に要した費用}} \times \boxed{\text{概算経費率(40%)}} + \boxed{\text{伐採費・譲渡に要した費用}} + \boxed{\text{被災事業用資産の損失の金額}}$$

3 被災事業用資産の損失の金額の計算



山林被害の証明願（書）											
平成 年 月 日											
森林組合長 印											
住 所 氏 名											
私は平成3年の台風17号及び19号により下記のとおり被害を受けましたので証明願います。 記											
○ 被害状況											
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
造林補助金の有無	被災を受けた山林の所在地等	大字、字、地番、面積	樹種	樹齢	被害の種類 1.倒木 2.倒木 3.倒木	被害率 (%)	被災損失額 (%)	補助金	国营保険金・森林火災保険金・森林灾害共済金等の金額	必要経費	取扱費 必要(復旧)経費
(箇印)		ha	年	年	%	ha	円	円	円	円	円
確認の結果、上記のとおり査定ないことを証明します。											
平成 年 月 日											
森林組合長 印											

被災損失金額の計算書											
収入金額	取扱費	必要(復旧)経費	取扱費 必要(復旧)経費								
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
収入金額	自賄費	貢賃費	伐採費	伐木費							
(自賄費)(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)	(伐木費)
(①+②)	(②×40%)	(②)	(③)	(④)	(⑤)	(⑥)	(⑦)	(⑧)	(⑨)	(⑩)	(⑪)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計 (右の差引損失額の合計額を山林所得控除額内訳書(計算明細書)の⑪欄へ移記する。)											

表-3 山林の標準原価表（1ヘクタール当たり）

(単位：万円)

区分 樹齢	杉		ひのき	
	造林補助金		造林補助金	
	有	無	有	無
1	実費	実費	実費	実費
2	37	58	39	66
3	47	68	49	76
4	54	75	56	84
5	61	83	64	92
6	66	86	66	95
7	70	90	68	98
8	80	101	76	103
9	88	110	84	112
10	97	120	92	121
11	99	121	93	123
12	101	123	94	125
13	103	125	96	128
14	110	133	104	132
15	117	141	111	141
16	118	144	113	143
17	119	147	115	144
18	120	150	116	145
19	123	152	117	146
20	131	155	124	155
21	132	156	125	157
22	133	157	125	158
23	134	158	126	159
24	135	159	126	160
25	136	160	126	161

(単位：万円)

区分 樹齢	杉		ひのき	
	造林補助金		造林補助金	
	有	無	有	無
26	136	161	126	162
27	136	161	126	163
28	136	162	126	164
29	136	162	126	165
30	136	163	126	166
31	137	166	127	168
32	137	169	127	170
33	138	172	128	173
34	139	175	129	181
35	140	177	134	190
36	140	180	135	192
37	141	183	135	195
38	141	186	135	197
39	142	189	135	198
40	142	191	135	199
41	144	192	137	200
42	146	192	137	200
43	148	193	139	200
44	150	194	139	200
45	152	195	142	201
46	154	195	144	201
47	156	195	144	201
48	158	195	146	201
49	158	195	146	201
50以上	159	195	148	201

(注) 造林補助金「有」とは、国及び地方自治体から造林補助金を受けて造林された林分をいう。